

文教大学越谷キャンパス学友会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は自治活動をもって、大学生たる文化的生活の向上・発展を目指し、学生一人一人が人間的資質を高め得ることに資する。あわせて、学生間の親睦を図ることをもって目的とする。

(名称)

第2条 本会は、文教大学越谷キャンパス学友会と称する。

(所在)

第3条 本会は、事務所を埼玉県越谷市南荻島 3337 番地の文教大学越谷校舎内に置く。

(会員の資格)

第4条 本会は、文教大学越谷キャンパス全学部生をもって会員とする。

2 湘南キャンパスまたは東京あだちキャンパスの学生であって、第5章に定める越谷キャンパスのクラブ等に参加している場合は、会員と同等とみなすことがある。

(会員の義務)

第5条 本会会員は総会で定められた学友会費を必ず納入し、本会則を守り、本会の目的達成のために努力する。

2 学友会費については別表のとおりとする。

(会員の権利)

第6条 本会会員は以下の権利を有する。

(1) 総務部役員および会計監査役員の選挙権・被選挙権・解任権

(2) 会の各機関に対し、活動や運営について報告を求め、意見を述べる権利（ただし、文化会・体育会に関してはそれぞれの会員のみがこれを行行使できる。）

(3) 会の各機関で行われる会議を傍聴し、議事録の閲覧を求める権利（ただし、文化会・体育会・藍蓼祭実行本部に関しては、それぞれの該当機関の許可を必要とする）

(4) 総会において発言・議決する権利

第2章 議決機関

第1節 総会

(権限)

第7条 総会は、本会の最高議決機関とする。

(構成)

第8条 総会は、全会員をもって構成される。

(招集)

第9条 総会の招集は、学友会会長が行う。

2 招集は以下の場合に行われる。

(1) 年2回の定期総会

(2) 臨時総会として以下の場合

①全会員の3分の1以上が要求した場合

②中央委員会が必要と認めた場合

③総務部が必要と認めた場合

(審議・報告事項)

第10条 定期総会では次のことを扱う。

1 審議事項

(1) 学友会運動の方針および総括

(2) 予算・決算の承認

(3) 会則の改正

(4) 会費の額

(5) 中央委員会が必要と認めたもの

(6) 総務部が必要と認めたもの

2 報告事項

(1) 総務部・文化会本部・体育会本部・藍蓼祭実行本部の代表者及び財務責任者の報告

(2) 実行委員会および藍蓼祭実行本部の活動報告

(3) 総務部が必要と認めたもの

(定期総会の成立、議決)

第11条 定期総会は全会員の過半数の出席をもって成立し、出席者数には委任状による出席も含むことができる。ただし、総会開会時に全会員の20分の1以上が参加していなければならない。

2 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長団が決する。

(細則)

第12条 本会則第2章第1節への補則およびその他の総会の運営に関する規程は、別に定める細則に従う。

第2節 中央委員会

(権限)

第13条 中央委員会は、第3章に定める執行機関の活動に対してのみの審議、議決を行う。

(構成)

第14条 中央委員会は、各クラスの代表によって構成される。クラスの単位については、別に定める。

(選出及び任期)

第15条 中央委員は、各クラスより選出される。その基準は以下の通りとする。

	人数
教育学部	各学年の各専修から2名
人間科学部	各学年の各クラスから2名
文学部	各学年の各クラスから2名

2 人間科学部及び文学部のクラスは入学時のものとする。

3 中央委員の任期は入学年の4月1日から2年間とする。

4 中央委員は任期途中に交代することが出来る。

5 3・4年次生のクラスからの選出は任意とする。選出する場合、中央委員はその旨を学友会総務部に報告する。3・4年次生の中央委員の任期は当年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

6 各執行機関の三役・財務と、中央委員との兼任を禁止とする。

(招集)

第16条 中央委員会の招集は、学友会会長が行う。招集は以下の場合に行われる。

(1) 全会員の6分の1以上が要求した場合

(2) 中央委員の3分の1以上が要求した場合

(3) 総務部が必要と認めた場合

(審議事項)

第17条 中央委員会では、会務執行の内容のみを扱う。

(成立、議決)

第18条 中央委員会は全委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委員の代理出席を認める。

2 議決は出席者の過半数による。

(細則)

第19条 本会則第2章第2節への補則およびその他の中央委員会の運営に関する規程は、別に定める細則に従う。

第3章 執行機関

第1節 総務部

(権限)

第20条 総務部は、本会の最高執行機関であり、総会の決定に基づき会務を執行する。

(役員の構成)

第21条 総務部は次の役職を置く。

会長(1名): 本会を代表し会務を掌握する。

副会長(若干名): 会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。

財務(若干名): 本会の会計を管理する。

書記(若干名): 会議における議事録の作成を行う。

- 2 財務、書記にはそれぞれ責任者を1名置く。
- 3 会長は、必要に応じて本条第1項以外の役員を置くことができる。
- 4 総務部役員の上限は計50名とする。

(役員を選出)

第22条 総務部役員を選出に関しては、別に定める細則に従う。

(総務部の要請)

第23条 総務部は学友会の他の機関および団体に協力を要請することができる。

第2節 文化会・体育会・藍蓼祭実行本部

(文化会)

第24条 文化会は文化系部活動団体の連合組織であり、独自の規約にもとづいて運営される。
文化会は、文化会会員の自主的文化系活動及び越谷キャンパスの文化的発展のために努力する。

(体育会)

第25条 体育会は体育系部活動団体の連合組織であり、独自の規約にもとづいて運営される。
体育会は、体育会会員の自主的体育系活動及び越谷キャンパスの体育的発展のために努力する。

(藍蓼祭実行本部)

第26条 藍蓼祭実行本部は藍蓼祭に参加する団体をまとめ、藍蓼祭を運営し、藍蓼祭の発展のため努力する。藍蓼祭実行本部は、独自の規約にもとづいて運営される。

第3節 総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会

(総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会)

第27条 総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会は、学内外の諸問題について協議し、各機関に対して勧告権を持つ機関とする。ここで協議される内容は、本会会員ならば誰でも傍聴することができ、議事録の閲覧を求めることができる。また、協議内容は、全会員に公表することができる。

(細則)

第28条 本会則第3章第3節への補則およびその他の総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会の運営に関する規程は、別に定める細則に従う。

第4節 実行委員会

(実行委員会)

第29条 実行委員会とは、その行事を運営する委員会のことを指す。

第5節 各種委員会

(設置)

第30条 各種委員会の設置は、その委員会を設置する執行機関が原案を作成し、以下の手続きを経て設置することができる。

(1) 学友会総務部・藍蓼祭実行本部

中央委員会での審議、議決を経て、総会で承認される。

(2) 文化会本部・体育会本部

それぞれの総会において承認される。

(報告義務)

第 31 条 各種委員会は、総会にて活動の報告をしなければならない。

第 4 章 会計監査・監査会

第 1 節 会計監査

(権限)

第 32 条 会計監査は、学友会費を使用するすべての機関および団体の会計業務を監査する。

(構成)

第 33 条 会計監査は各本部とは別の独立した機関として必ず 2 名以上により構成され、上限を 20 名とする。互選により 1 名を長とする。

(選出)

第 34 条 会計監査の選出方法は、総務部に準ずる。ただし、候補者の不足等により選出できない場合は権限を監査会に委託することにより、空席にすることができる。

(会計監査の要請、委託)

第 35 条 会計監査は、会計監査業務の一部の補佐を監査会に要請できる。

2 会計監査空席の場合、会計監査の権限のすべては監査会に委託される。

(細則)

第 36 条 本会則第 4 章への補則およびその他の会計監査に関する規程は、別に定める細則に従う。

第 2 節 監査会

(権限)

第 37 条 監査会は、会計監査の要請・委託により、学友会費を使用するすべての機関および団体の会計業務の一部またはすべてを監査する。

(構成)

第 38 条 監査会は、総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部の監査責任者および会計責任者により構成される。

(招集)

第 39 条 監査会は、会計監査の長によって招集される。

2 会計監査空席の場合、各機関の会長または本部長・会計責任者のいずれかが必要と認めた場合、学友会会長によって招集される。

(細則)

第 40 条 本会則第 4 章への補則およびその他の監査会に関する規定は、別に定める細則に従う。

第 5 章 団体

(部・同好会)

第 41 条 文化会・体育会に所属し、それぞれの会及び越谷キャンパスの学友会クラブ活動の発展に貢献する団体。

2 部及び同好会は、それぞれの会の規約に従い活動する。

(サークル)

第 42 条 総務部に届出を行い、本学の学生委員会により設立が認められた団体。総務部が統括する。

2 サークルの設立方法の詳細は、別に定める。

第 6 章 顧問

(顧問)

第 43 条 本会のすべての団体は、本学専任の顧問をおかなければならない。

第 7 章 会計

(会計規定)

第 44 条 学友会会則および細則における会計とは学友会全体の会計業務のことを指す。

(財源)

第 45 条 本会の財源は、会費・寄付金・援助金およびその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 46 条 本会の会計年度は 4 月 1 日をもってはじまり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(予算および決算)

第 47 条 予算は総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会で協議され、総会で承認される。決算は次年度の総会で行う。

(細則)

第 48 条 本会則第 7 章への補則およびその他の会計に関する規定は別に定める細則に従う。

第 8 章 会則改正

(改正の手続き)

第 49 条 本会則の改廃には、以下の手続きを要する。

(1) 中央委員会による改正案作成の承認

(2) 総会による改正案の議決

第 9 章 補則

(その他の事項)

第 50 条 本会則および本会則で定める細則の運用の際に定められていない事項に関しては、必要に応じて、総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会で協議し、中央委員会で承認されたものに従う。

【別表】

入学年度	入会金	会費
1985～1993 年度	2,000 円	月額 300 円（毎年度納入）
1994～2010 年度	2,000 円	19,200 円（月額 400 円×4 年間）※一括納入
2011 年度から	なし	24,000 円（4 年間）※一括納入

附 則

本会則は 1986 年 12 月 5 日より施行する。

本会則は 1991 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は 1994 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は 2005 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は 2019 年 7 月 1 日より施行する。

本会則は 2023 年 12 月 1 日より施行する。

本会則は 2024 年 6 月 12 日より施行する。

本会則は 2025 年 6 月 11 日より施行する。

文教大学越谷キャンパス学友会総会運営細則

(招集の公示)

第1条 学友会会長は総会を招集する場合、その旨を最低3週間前に全学に公示しなければならない。

2 総会開催の公示に併せて、学友会会長は次のことを行う。

(1) 会員の総会への出席または委任の確認

(2) 議長団への立候補の確認

(総会議案書)

第2条 総会議案書とは、総会での審議事項が書かれたものである。総会議案書は総務部が原案を作成し、中央委員会での審議、議決を経て総会に提示される。

(総会への出席)

第3条 会員は総会開催公示の際に、学友会会長の求めに応じて総会への出席または委任の意思を表明する。

2 意思の表明を行わない会員は委任として扱う。

3 委任は議長への全面委任とする。

(議運)

第4条 議運は執行機関によって構成され、総会の議事内容に責任を持つ。議運の役割は以下の通りとする。

(1) 総会議事日程の作成

(2) 採決、集計係の任命

(3) 総会の開会、閉会宣言

(4) 総会議案書の報告、説明

(5) 議事内容に関する質疑応答

(6) 議長団の選出前、解任後の総会の運営

(議長団)

第5条 議長団とは総会の議事運営を民主的に、円滑にすすめるために選出されるもので、総会の議事運営に関する一切の責任を持つ。したがって総会の成立、不成立に関する定足数の確認も議長団が行う。

(議長団の構成及び選出)

第6条 議長団の構成は以下の通りとする。

議長 1名

副議長 1名または2名

書記 1名

2 議長団の選出方法は以下の通りである。

(1) 総会開催公示の際の立候補

(2) 議運が定めた期限までに定数分の立候補が無い場合は議運が推薦する。

(3) 定数以上の候補者がいる場合は、選挙でより多くの支持を得た者になる。この運営は議運が行う。

(議運の議長団への立候補)

第7条 議運内からも議長団への立候補をすることができる。ただし、その場合議長団になったものは議運として与えられていた役割を放棄しなければならない。

(成立確認)

第8条 議長団は、総会の成立、不成立に関する定足数の確認を行う。ここで、定数に満たない場合は、その総会は流会になる。

(議場閉鎖)

第9条 議場閉鎖とは、総会の成立確認や採決のときの人数を正確に把握するために一時入退場を止めることで、議長により宣言される。議場閉鎖中は、総会参加者は席を立つことはできない。

(意思の表明)

第10条 会員が総会中に意思の表明をする場合は、事前に議運の定めた方法により行う。その際、会員資格が確認できない場合は意思の表明を認めない。

(発言)

第11条 総会で総会議案書、報告書に関して発言する場合はその意思を表明し、その都度議長の指示に従う。

(質疑応答)

第12条 質疑応答は本細則の第11条の発言方法に従う。

(動議)

第13条 動議とは総会参加者が総会議案や議事運営について異議のある場合に提案するものである。議案に対する動議を特に修正動議と呼ぶ。ただし、議題が会則(改正)の場合は一切の修正動議は認めない。

(修正動議)

第14条 総会議案書、報告書に関する修正動議は、最初にその修正動議を議題としてとり上げるか否かを決定しなければならない。修正動議の取り扱いについては、以下の通りを行う。

(1) 修正希望箇所、修正文書(語句)、提案理由を、議運の定めた形式で議長の指定した時間内に提出する。

(2) 提案者による修正案の説明(8分以内)。

(3) 修正案に対する提案者以外の者による賛成、反対の討論を各1本ずつ。ただし、議運または議長団が必要と認めた場合には討論本数を増やすことができる。この時賛成討論のみが行われた場合は、その修正動議は議題としてとり上げる。しかし、反対討論のみが行われた場合は、その修正動議は、却下される。

(4) 採決。この時、その修正動議を議題としてとり上げることに賛成する者が過半数に満たな

い場合はその修正動議は却下される。

(5) 議題としてとり上げられた場合は、通常通り審議し、議決される。

(修正動議の内容)

第 15 条 修正動議の内容はあくまでも総会議案書、報告書の語句、文書に関するのみとする。修正動議によって総会議案の内容を変えることはできない。

(議事運営に関する動議)

第 16 条 議事運営に関する動議を出す場合は、その者はその意思を表明し、その後は議長の指示に従う。原則として議事運営に関する動議は何よりも優先される。ただし、議事運営に関する動議に対して他の動議を出すことは認めない。

(議事運営に関する動議の取り扱い)

第 17 条 議事運営に関する動議が出された場合は以下の通りに扱う。

(1) 議長が議運と協議し、必要と認めた場合は、その場で動議が認められる。

(2) 議長が判断しかねる場合は、以下の指示に従う。

①提案者の主旨説明。

②その主旨について、提案者以外の者による賛成、反対の討議を各 1 本ずつ。ただし、議運または議長団が必要と認めた場合は討論本数を増やすことができる。この時賛成討論のみが行われた場合はその動議は認められる。しかし、反対討論のみが行われた場合はその動議は却下される。どちらの討論も行われなかった場合もその動議は却下される。

③採決。この時その動議を認めることに賛成する者が過半数に満たない場合はその動議は却下される。

(動議提出後の発言)

第 18 条 動議提出後の発言については、動議に関する賛成、反対の発言はその意思を表明し、後、議長の指示に従う。

(採決)

第 19 条 総会議案、動議などの採決方法は出席者の意思の表明による。その数は議運の定めた形式によって集計される。採決の結果は議長によって公表される。

(議事録の承認)

第 20 条 総会議案が全て採決された後、書記は総会議事録を総会参加者に対して公表する。議事録を承認する場合は拍手でその意思を示す。

(議長団の解任・再選出)

第 21 条 議長団は、以下の場合に議運により解任される。

(1) 総会議事録の承認後

(2) 議長団の役割を遂行していないと判断し、出席者の過半数が解任に賛成の意思を表明した場合

2 解任によって欠員が出た場合、議運は以下の手順で議長団を再選出しなければならない。

(1) 期限を定め、総会出席者に議長団立候補を募る。

(2) 議運が定めた期限までに定数分の立候補が無い場合は議運が推薦する。

(3) 定数以上の候補者がいる場合は、選挙でより多くの支持を得た者になる。この運営は議運が行う。

3 議運内からも議長団への立候補をすることができる。ただし、その場合議長団になったものは議運として与えられていた役割を放棄しなければならない。

(総会流会の取り扱い)

第 22 条 定期総会が流会した場合、学友会会長は、改めて総会を招集しなければならない。

(臨時総会)

第 23 条 臨時総会の運営は、定期総会の運営に準ずる。運営の方法は総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会で協議し、中央委員会で承認されなければならない。

(改廃)

第 24 条 本細則の改廃は、学友会総会の議を経て決定する。

附 則

本細則は 2019 年 7 月 1 日より改正施行する。

本細則は 2024 年 6 月 12 日より改正施行する。

本細則は 2025 年 6 月 11 日より改正施行する。

文教大学越谷キャンパス学友会中央委員会運営細則

(運営)

第1条 中央委員会の議事運営を含めた運営は、総務部によって行われる。

(議案)

第2条 議案の提示、説明、質疑応答は総務部が行う。

(総務部の議決権)

第3条 総務部の議決権は一切認めない。採決時の賛否が同数の場合は再度採決を行い、再び賛否が同数の場合はその議案は否決される。

(総務部の発言権)

第4条 総務部は審議、議決を目的とした委員会では、原則として発言権は有さない。総務部が発言できるのは、議事が混乱したときの議事収拾のみとする。

(傍聴人の発言)

第5条 中央委員会では誰でも発言できるが、その発言方法は開会以前に発言内容を伝え、それを議長が本人に代わって発言する間接発言だけである。もし委員会を傍聴中に発言する場合は議長にその旨を通告し、議場の承認があった時のみとする。

(緊急総会)

第6条 総務部が中央委員会の機能が失われたと判断し会務の執行に支障がある場合、緊急総会を招集し、中央委員会の機能を補うことができる。

(緊急総会の権限)

第7条 緊急総会の権限は、中央委員会の権限に準ずる。

(緊急総会の運営)

第8条 緊急総会の運営は、総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会で協議する。

(改廃)

第9条 本細則の改廃は、学友会総会の議を経て決定する。

附 則

本細則は2019年7月1日より改正施行する。

総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会細則

(構成)

第1条 総務部、文化会、体育会、藍蓼祭実行本部連絡協議会（略称、総文体祭連絡会）は、各機関の正、副会長及び、本部長、副本部長をもって構成する。ただし、四機関が必要と認めた個人、団体は出席を認める。また、各機関の正、副会長及び本部長、副本部長が出席できない場合は、その機関の役員の代理出席を認める。

(招集)

第2条 総務部、文化会、体育会、藍蓼祭実行本部連絡協議会は、各機関の会長及び本部長のいずれかが必要と認めた場合、学友会会長によって招集される。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、総文体祭連絡会の議を経て決定する。

附 則

この細則は2019年7月1日より改正施行する。

文教大学越谷キャンパス学友会会計細則

(目的)

第1条 本細則は学友会会則第48条に基づき、本会の会計業務が健全かつ明確に運用されていくことを目的とする。

(適用)

第2条 本細則は、学友会費を交付された本会会則第3章及び第5章に定めるすべての執行機関と団体、並びに個人に適用される。

(会計の責任)

第3条 総務部は、本会の会計について責任を負わなければならない。体育会本部及び文化会本部は、加盟団体の会計について責任を負わなければならない。なお、各執行機関、団体の会計業務はそれぞれの団体が責任を負わなくてはならない。

(預金口座)

第4条 学友会費の交付を受けるすべての機関及び団体は団体専有の預金口座を持たなければならない。

2 預金口座の名義は団体名及び団体代表者でなければならない。

3 預金口座情報は団体新設・継続時に学友会総務部へ届け出なければならない。また、情報に変更が生じた際には直ちに届け出なければならない。なお、団体専有の預金口座は団体もしくは個人の単独の判断で解約することはできない。

4 団体専有の預金口座は団体もしくは個人の単独の判断で解約することはできない。解約に際しては、学友会会長の許可をうける。

(会計責任者)

第5条 学友会費の交付を受けるすべての機関及び団体は、会計責任者を置かなければならない。

2 会計責任者は以下の事項を履行する義務を負う。

- (1) 収支記録の管理
- (2) 書類帳簿の保管
- (3) 決算報告書の作成・提出
- (4) 預金口座の管理
- (5) その他、団体の会計処理に関する業務全般

(予算使用の条件)

第6条 すべての機関及び団体において、予算執行する場合は、執行申請者単独の判断だけで執行することはできない。予算執行、口座からの引き落とし等の金銭の移動が生じる際には、その機関及び団体内での承認が必要になる。

2 ただし、その承認の判断は、各執行機関及び団体の会計責任者を含む2人以上の構成員に委任することができる。

(報告義務)

第7条 予算執行があった場合、各執行機関及び団体の会計責任者は、その執行機関及び団体の構成員に報告しなければならない。

2 各執行機関及び団体は予算執行の有無にかかわらず、毎年度会計監査へ決算報告書を提出しなければならない。

(予算案)

第8条 学友会のすべての団体は当該年度初めの定期学友会総会までに予算案を立てなければならない。

2 総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部は春期総会の4週間前までに予算案を作成し、総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会へ提出しなければならない。

3 予算の分配を受ける団体は予算計画を立案し、執行機関へ提出しなければならない。

(決算案)

第9条 学友会のすべての機関及び団体は年度末に決算報告書を作成しなければならない。

2 決算報告書は会計監査の定めた時期までに作成、提出するものとする。

(赤字財政)

第10条 学友会のすべての機関及び団体は本細則第8条で作成した予算内で活動し、赤字財政を行ってはならない。また、学外からの借用は原則禁止する。

2 ただし、本会会則第5章に定めるところの団体については、構成員の同意に基づき必要に応じて活動費を構成員から徴収することができる。

3 学外からの借用が生じる際には、借用前に学友会総務部へ報告をしなければならない。

4 赤字財政を行った団体の処置については、学友会会計監査細則第12条に則る。

(暫定出金)

第11条 各年度の予算成立前の期間に、総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部に限り、昨年度予算の15パーセントまでの出金を認める。

(監査基準)

第12条 本会監査基準は別に定める会計監査細則に基づいておこなわれる。

(指導)

第13条 すべての執行機関及び団体は、会計監査の会計指導に従わなければならない。

(改廃)

第14条 本細則の改廃は、学友会総会の議を経て決定する。

附 則

この細則は、2019年7月1日より改正施行する。

この細則は、2023年12月1日より改正する。

文教大学越谷キャンパス学友会会計監査細則

(目的)

第1条 本細則は学友会会則第4章に基づき、本会の会計業務が健全かつ明確に運用されていくことを目的として、適正・妥当な会計処理がなされたかどうかを監査する際の基準とする。

(監査の権限)

第2条 会計監査は、学友会費を交付された本会会則第3章及び第5章に定めるすべての執行機関と団体（以降、全学友会団体）の会計を監査する権限と義務をもつ。

(監査の独立)

第3条 学友会会則第4章に基づいて、会計監査を行う組織は、他の一切の機関、団体及び個人の干渉若しくは拘束を受けず独立して監査を行う。

(会計の認可条件)

第4条 会計処理に際しては、原則として年度ごとの出納帳簿に領収書が添付の上、記載のある予算執行についてのみ認められる。領収書の添付がない出金については、これを認めない。ただし、領収書のとれないもの及び会計監査で認められたものについてはこの限りではない。

2 予算執行用途の可否については、会計監査と監査会の協議で決する。

(領収書)

第5条 会計監査は本会の会計処理において必要となる領収書の要件について定め、あらかじめ全ての課外活動団体の会計責任者へ公示する。

2 領収書の要件は会計監査と監査会の協議で決する。

(報告義務)

第7条 会計監査は、学友会総会において学友会の会計状況を報告し、承認を得なければならない。

(決算指導)

第8条 全学友会団体の会計責任者は会計監査が行う決算指導に従う義務がある。

(資料の提出)

第9条 全学友会団体の会計責任者は、会計監査から資料請求を受けた場合、速やかに提出しなければならない。

(返金義務)

第10条 監査の結果、会計監査が学友会予算の余金と認めた場合、余金は学友会に返さなくてはならない。

(出金の停止)

第11条 会計監査は、日常の会計義務に著しく不備があった場合、学友会から出金を停止する権利をもつ。

(処置)

第12条 会計監査は、総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会での決定に基づき、

会計業務に著しく不備があった機関および団体に対して、以下の処置を取ることができる。この処置は、必ず従う義務がある。

- (1) その年度の予算の全額または一部の返金
- (2) 次年度予算の出金停止または削減
- (3) 総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会で決した処置

2 前項に基づき処置を行う場合、会計監査は処置を行う機関および団体に対して責任を負い、その機関および団体の会計業務を管理できる権限を有する。

(問題発生時)

第 13 条 会計監査は本会の会計に問題が発生したときは、ただちに総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会を招集し、問題解決のための措置を取らなければならない。このときの総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会は会計監査が直接招集できる。

(改廃)

第 14 条 この細則の改廃は、学友会総会の議を経て決定する。

附 則

この細則は 2019 年 7 月 1 日より改正施行する。この改正により、「会計監査業務に関する細則」は廃止する。

この細則は 2023 年 12 月 1 日より改正施行する。

この細則は 2025 年 6 月 11 日より改正施行する。

文教大学越谷キャンパス学友会総務部役員の選出および解任に関する細則

(選出の方法)

第1条 総務部役員は全会員から立候補を募る。ただし、立候補がない場合および次年度総務部の運営に支障があると総務部が判断した場合、文化会・体育会・藍蓼祭実行本部から任意により候補者を選出する。総務部役員決定の方法は、全会員での選挙とする。

(選挙の管理・運営)

第2条 選挙の管理および運営は、総務部または選挙管理委員会が行う。

2 役員候補者は、選挙の管理および運営に関わることができない。

(選挙の手続き)

第3条 総務部役員選出のための選挙は、以下の手続きに従って行う。

(1) 全会員から立候補を募る。

(2) 全会員に対して、候補者を公示しなければならない。

(3) 候補者は、公示から選挙までの期間に、選挙運動を行うことができる。ただし、選挙を管理・運営する者の設ける制限の範囲内で行わなければならない。

(4) 全会員に対して、選挙の公示を行わなければならない。

(5) 投票日の日程は選挙を運営・管理する者が決する。

(6) 選出の有権者は、全会員であり、各選挙につき一人一票である。複数の機関および団体に所属する者は、複数の投票権を所持できない。

(7) 候補者の合計が51名以上の場合は、獲得票の多い50名を当選者とし、候補者が50名以下の場合は、信任投票を行う。信任投票では、投票数の過半数の信任で当選とする。

(8) 開票は、全投票終了後から行う。

(9) 結果は、全会員に公示しなければならない。

(10) 役職は、当選後に互選を行う。

(任期)

第4条 総務部役員の任期は4月1日より1ヵ年とする。補充により就任した役員の任期は、残任期間とする。ただし、重任は妨げない。

(欠員)

第5条 候補者の不足、落選等により、欠員が生じた場合は、再度立候補を募ることができる。その際の選出の方法は、本細則第1条および第3条に準ずる。

(兼任の禁止)

第6条 総務部役員は、他の機関の役職および中央委員を兼任できない。

(解任)

第7条 総務部役員は、以下の場合解任される。

(1) 全会員の4分の1以上が連署により解任を請求し、全学投票にて、解任が承認された場合

(2) 各機関のいずれかから解任を請求され、中央委員会の承認を得た後の全学投票にて、解任が承認された場合

(3) 本人が辞任の意思を表明し、学友会会長が承認した場合

(4) 特別な事情なく、1か月以上全体会を無断で欠席した場合

(5) 私事を含む何らかの事情で学友会総務部での活動が継続困難と三役に判断され、総務部役員内で協議を経て、学友会会長が承認した場合

2 全学投票は、全会員の3分の2以上の投票で成立し、有効投票の過半数以上で決する。

3 総務部の解任に伴う選挙等の運営は、中央委員会が行う。

4 第7条第1項(4)(5)において解任される場合、学友会会長は該当する総務部役員に通達をしなければならない。

(総務部役員の補充、代行)

第8条 総務部役員の解任によって生じた欠員は、補充することができる。その際の選出の方法は、本細則第1条および第4条に準ずる。

2 新役員の選出までの期間、総務部・文化会・体育会・藍蓼祭実行本部連絡協議会で推薦され、中央委員会の承認を得た者が、代行を務めることができる。

第9条 本細則の改廃は、学友会総会による。

付 則

本細則は2019年7月1日より施行する。

本細則は2023年12月1日より施行する。

本細則は2024年6月12日より施行する。

本細則は2025年6月11日より施行する。

学友会課外活動団体の設立・継続・廃部に関する細則

(目的)

第1条 本細則は部・同好会、サークル（以下、団体）の設立・継続・廃部に関する手続を定める。

(団体の設立)

第2条 団体を設立する場合、次の各号の条件を満たし、学友会総会で承認を得なければならない。

- (1) 代表者並びに会計責任者を1名ずつ置く。
- (2) 5名以上の構成員を必要とする
- (3) 本学専任教員の顧問を必要とする
- (4) 団体設立願を学友会総務部に提出する
- (5) 学生委員会の承認を受ける

2 代表者並びに会計責任者は文教大学越谷キャンパスの学部生でなければならない。

(団体の継続)

第3条 設立を承認された団体が翌年度以降も活動を継続する場合、毎年度、次の各号に定める継続手続書類を学友会総務部に提出しなければならない。

- (1) 団体継続願
- (2) 活動状況報告書
- (3) 活動計画書
- (4) 決算報告書

2 部・同好会が団体名を変更する場合は、団体名変更届を学友会総務部および所属会に提出し、それぞれの会長から承認を得なければならない。

3 サークルが団体名を変更する場合は、団体名変更届を学友会総務部に提出し、会長から承認を得なければならない。

(団体の廃部)

第4条 次の各号に定める状態になった場合は、団体を廃部しなければならない。

- (1) 団体の構成員が、団体を継続することができないと判断した場合
- (2) 第3条に定める継続手続の時点で、団体の構成員が5名未満になった場合
- (3) 代表又会計責任者を選出できない場合
- (4) 第3条に定める継続手続を行わなかった場合
- (5) その他

2 廃部をする場合、団体廃部届を学友会総務部に提出し、学友会会長の承認を得なければならない。ただし、前項第3号及び大学の処分による廃部の場合はこの限りではない。

3 原則として、部・同好会が廃部する際に保有している資産は文化会又は体育会に、サークルの場合は学友会に帰属する。

(文化会・体育会への加盟)

第5条 サークルは、文化会へは部活動として、体育会へは同好会として加盟することができる。加盟の条件は、それぞれの会の規約による。

(部への昇格)

第6条 体育会に所属する同好会は、部に昇格することができる。昇格の条件は、体育会の規約による。

(改廃)

第7条 本細則の改廃は、学友会総会による。

付 則

本細則は2019年7月1日より施行する。

本細則は2025年4月1日より施行する。

本細則は2025年6月11日より施行する。